

## 生活などに係る相談窓口

◎実施日時のうち祝日・年末年始、正午～午後1時は除きます◎相談場所は原則、市民相談情報課

◎対象は原則、市内在住の方(労働相談・消費生活相談は市内在住・在勤・在学の方)

※電話番号などは間違いのないようおかけください

相談名	相談内容	相談員	実施日時	問い合わせ	
市政相談・一般相談	市政・市民生活に関すること	市民生活相談員	平日午前8時30分～午後5時 ※面談の相談受付は、午前 は11時30分、午後は4時30 分まで	市民相談情報課 ☎内線2573 FAX(50)8409	
法律相談 (要予約)	民事上の問題など	弁護士	火・木曜日午前9時～午後3 時30分		
交通事故相談 (要予約)	交通事故が起きたときの対応など	専任相談員	水曜日午前9時～午後4時		
登記相談 (要予約)	土地や建物などの登記手続きなど	司法書士	原則第1・3月曜日午後1時 ～4時		
税務相談 (要予約)	所得税・相続税・贈与税など国税 に関する事	税理士	原則第2・4水曜日午前9時 ～午後4時		
暮らしの法務相談 (要予約)	遺言、相続手続き、官公署に提出 する書類に関する事	行政書士	原則第2金曜日午後1時～4時		
建築紛争相談 (要予約)	マンションなどの建築に関する紛 争の調整のための相談・あっせん	専任相談員	第1・3木曜日午前9時～午 後4時		
多重債務相談 (要予約)	多重債務問題の法的解決	弁護士	木曜日午後1時～4時		
分譲マンション 管理相談 (要予約)	管理組合の規約改正、大規模修 繕、日常生活のトラブルなど	マンション管理士	原則第4金曜日午後1時～4時		
不動産・空家 相談(要予約)	不動産取引、空家の管理・処分・ 利活用など	宅地建物取引士	原則第1金曜日・第4月曜日 午後1時～4時		
行政相談	国の行政機関に関する苦情・意 見・要望	行政相談委員	第1・3月曜日午後1時～4時		
外国人相談	スペイン語・ポルトガル語による 市政や日常生活の困りごとなど	専任相談員	平日午前8時30分～午後5時 ※面談の相談受付は、午前 は11時30分、午後は4時まで  湘南台文化センターでも月・ 火・金曜日の同時間に面談 のみ実施		市民相談情報課 ☎内線2578 FAX(50)8409
人権相談	人権問題に関する事	人権擁護委員	金曜日午後1時～4時		人権男女共同 平和国際課 ☎内線2132 FAX(50)8436
労働相談 (要予約)	労働条件、社会保険、職場のハラ スメントなど	社会保険労務士	火・土曜日午後1時～4時 ※土曜日はFプレイスで実施		産業労働課 ☎内線2227 FAX(50)8419
消費生活相談	消費生活全般の商品やサービスの トラブルに関する事	消費生活相談員	平日午前9時～午後4時	消費生活センター ☎内線2593 FAX(50)8409	